

令和4年5月16日

# 税務研修会

【源泉所得税】

*特殊な給与と経済的利益*

公益社団法人 麴町法人会

# I 非課税とされる給与

## 1 通勤手当

通常の給与に加算して支給される通勤手当や通勤用定期乗車券は、次の区分に応じ、それぞれ1か月当たりの次の金額までは課税されません。

区 分		課税されない金額
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55 キロメートル以上である場合	31,600 円
	通勤距離が片道 45 キロメートル以上 55 キロメートル未満である場合	28,000 円
	通勤距離が片道 35 キロメートル以上 45 キロメートル未満である場合	24,400 円
	通勤距離が片道 25 キロメートル以上 35 キロメートル未満である場合	18,700 円
	通勤距離が片道 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合	12,900 円
	通勤距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である場合	7,100 円
	通勤距離が片道 2 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合	4,200 円
	通勤距離が片道 2 キロメートル未満である場合	(全額課税)
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000 円)

(注) 1 「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。

この「合理的な運賃等の額」には、新幹線鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません(所基通9-6の3)。

2 「運賃等の額」には、消費税及び地方消費税相当額が含まれます。したがって、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」以下であれば、課税される金額はないこととなりますが、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」を超える場合には、その超える部分の金額が課税の対象となります(平元直法6-1(最終改正平26課法9-1))。

## 2 旅費

旅行に必要な支出に充てるため支給される金品でその旅行について通常必要と認められるものについては、課税されません。

### 非課税とされる旅費の範囲

- ① 勤務する場所を離れて職務をするために行う旅行
- ② 転任に伴う転居のために行う旅行
- ③ 就職や退職した人又は死亡により退職した人の遺族が転居のために行う旅行

その旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路、若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内のものに限り、課税されません。

### 判定基準

次に掲げる事項を総合勘案して行います。

- ① その支給額が、役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか
- ② その支給額が、同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか

## [留意点]

帰省旅費	課税されます。
年額又は月額により支給される旅費	課税されます。 ただし、職務を遂行するために行う旅行の実情に照らし、明らかに非課税の旅費に相当するものに限り課税されません。
非常勤役員等の出勤のための費用	その出勤のため直接必要である部分に限り課税されません。
単身赴任者が会議等に併せて帰宅する場合に支給される旅費	旅行の目的、行路等からみてその旅行が主として職務の遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費の額が非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、課税されません。
海外渡航費	業務の遂行上直接必要なものであり、かつ、通常必要と認められる部分に限り、課税されません 次に掲げる旅行は、原則として、業務の遂行上直接必要な海外渡航に該当しないものとして課税されます。 ① 観光渡航の許可を得て行う旅行 ② 旅行あっせん業者等が行う団体旅行に応募してする旅行 ③ 同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で、主として観光目的と認められるもの

### 3 結婚祝金品等

結婚、出産などの祝金品は、その金額が支給を受ける役員又は使用人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません。

### 4 葬祭料、香典、見舞金

葬祭料や香典、災害等の見舞金は、その金額が社会通念上相当と認められるものであれば課税されません。

### 5 労働基準法の規定による各種補償金

労働基準法の規定による療養の給付や費用、休業補償、障害補償、打切補償、分割補償（障害補償の部分に限る。）、遺族補償及び葬祭料

（注）労働基準法に規定する割合を超える休業補償についても課税されません。

## 6 死亡退職者の給与等

死亡した者に係る給与や退職手当で、その死亡後に支給期の到来するもののうち相続税法の規定により相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税は課税されません。

### [留意点]

給与の支給期とは、

- 一般の給与の場合 契約又は慣習により支給日が定められているもの . . . . . その支給日
- // 定められていないもの . . . . . その支給を受けた日

(例) 20ㄥ/末払

4/21

5/20

5/25

5/31



死亡日

支払日

死亡(5/25)後に支給期が到来する5/31支給の給料は、源泉徴収の必要はありません。

退職手当の支給期とは、

- 一般の退職手当 . . . . . 退職の日

## 7 学資金

学資に充てるために給付される金品のうち給与その他の性質を有するものは課税の対象となりますが、通常の給与に加算して給付されるものであり、次に掲げるもの以外のものについては、課税されません。

- ① 法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるため給付する場合
- ② 法人である使用者からその法人の使用人（その法人の役員を含みます。）と特別の関係がある者の学資に充てるため給付する場合

### [留意点]

非課税とされるものは、通常の給与に加算して給付されるものに限定されるため、本来受けるべき給与の額を減額された上で、それに相当する額を学資金として給付を受けるものなどは、非課税とはされません。

法人から当該法人の使用人に対して給付された金品には、例えば、法人から学資に充てるための金品を貸与された学生が、卒業後に当該法人の下で使用人として勤務し、一定期間勤務後、当該金品の返済を免除された場合に生ずる債務免除益も含まれます。

### <特別の関係のある者>

- (1) その使用人の親族
- (2) その使用人と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人及びその人の直系血族 など

## Ⅱ 経済的利益

給与は、金銭で支給されることが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように次に掲げるような物又は権利その他の経済的利益をもって支給されることがあります。

これら経済的利益を現物給与といい、原則、給与所得に該当しますが、現物給与は、金銭による支給と異なり、その選択性に乏しいことや、換金性に難点があるなどの特殊性から、課税上、金銭による給与とは異なった取扱いが定められています。

### 1 現物給与の範囲

内容	例示
物品その他の資産を無償又は低い対価で受けたことによる利益	会社の製品や商品などの値引販売、食事の無償支給による利益のほか、会社から有価証券や不動産の低額譲渡を受けたことなどによる利益
土地、家屋その他の資産（金銭を除きます。）の貸与を無償又は低い対価で受けたことによる利益	低額の家賃で社宅の貸与を受けた事による利益
無利息又は通常の利率よりも低い利率で金銭の貸し付けを受けることによる利益	会社から無利息又は低利で厚生資金や住宅資金の貸付けを受けたことによる利益
2及び3以外の用役の提供を無償又は低い対価で受けたことによる利益	会社の保養所や理髪室などの福利厚生施設を無償又は低額料金で利用したことによる利益
借入金その他の債務の免除を受けた場合又は債務の負担をしてもらった場合（個人的費用の負担をしてもらった場合を含みます。）	会社から借入れた厚生資金などの返済を免除されたことによる利益や会社に税金を負担してもらったことによる利益

## 所得税基本通達で規定されている『課税しない経済的利益』

- 36—21 (課税しない経済的利益……永年勤続者の記念品等)
- 36—22 (課税しない経済的利益……創業記念品等)
- 36—23 (課税しない経済的利益……商品、製品等の値引販売)
- 36—24 (課税しない経済的利益……残業又は宿日直をした者に支給する食事)
- 36—25 (課税しない経済的利益……掘採場勤務者に支給する燃料)
- 36—26 (課税しない経済的利益……寄宿舍の電気料等)
- 36—28 (課税しない経済的利益……金銭の無利息貸付け等)
- 36—29 (課税しない経済的利益……用役の提供等)
- 36—29の2 (課税しない経済的利益……使用人等に対し技術の習得等をさせるために支給する金品)
- 36—30 (課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用)
- 36—32 (課税しない経済的利益……使用者が負担する少額な保険料等)

など

## 2 現物給与の評価の原則

区分	評価方法
有価証券	支給時の価額により評価 (注) 所得税法施行令第84条各号に掲げる権利で同条の規定の適用を受けるもの及び株主等として発行法人から与えられた新株等を取得する権利を除きます。
商品、製品	支給時における次に掲げる金額により評価 ① 使用者において通常他に販売するものである場合→その使用者の通常の販売価額 製造業者が自家製品を支給する場合は、製造業者の販売価額 販売業者が取扱商品を支給する場合は、卸売価額又は小売価額 ② 使用者において通常他に販売するものでない場合→その商品等の通常売買される価額 ただし、その商品等が役員又は使用人に支給するため使用者が購入したものであり、かつ、その購入時からその支給時までの間にその価額にさして変動がないものであるとき →その購入価額
利息相当額	① 当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合 →その借入金の利率 ② その他の場合→貸付けを行った日の属する年の措置法第93条第2項に規定する利子税特例基準割合による利率 (参考) 平成30年～令和2年中に貸付けを行ったもの → 1.6% 令和3年中に貸付けを行ったもの → 1.0% 令和4年中に貸付けを行ったもの → 0.9%

### 3 永年勤続者の記念品等

永年にわたり勤務した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによりその役員又は使用人が受ける経済的利益で、一定の要件を満たすものについては、課税されません。

#### 所得税基本通達

(課税しない経済的利益……永年勤続者の記念品等)

36—21 使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品(現物に代えて支給する金銭は含まない。)を支給することにより当該役員又は使用人が受ける利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない。

- (1) 当該利益の額が、当該役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること。
- (2) 当該表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者について、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

永年勤続記念品などとして、旅行ギフト券等を支給する場合がありますが、一般にギフト券は有効期限もなく、所定の手数料を支払えば換金が自由であり、実質的に金銭を支給したのと同様であることから、原則として、給与等として課税されます。

ただし、その旅行ギフト券を交付してから相当の期間(おおむね1年程度)内に旅行をし、その旅行の事実を確認できる書類を備えてある場合などについては、課税しないこととしています。(昭60直法6—4)

なお、海外旅行であっても、上記〔課税されない永年勤続者の記念品等〕に掲げる要件を満たしていれば課税されません。

永年勤続表彰に際し、記念品に代えて、商品券を支給することとし、その商品券は、10年以上の勤続者が2万円相当、15年以上の勤続者が5万円相当、また、20年以上の勤続者が7万円相当のものとし、この場合、課税を要しますか

記念品に代えて、商品券を支給する場合は、現金を支給するのと実質的に異なることから、給与として課税することとなります。

永年勤続表彰に当たり、表彰対象の従業員に一定金額の範囲内で自由に品物を選択させ、その希望の品物を購入の上、永年勤続表彰記念品としております（代金は当社が直接デパート等に支払います。）が源泉徴収の対象となりますか。

記念品の金額の多少にかかわらず、その品物の価額を給与等として課税することとなります。

自由に選択できるとすれば、それは使用者から支給された金銭でその品物を購入した場合と同様の効果をもたらすものと認められるため、非課税として取り扱っている永年勤続者の記念品には該当しません。

## 4 創業記念品等

創業記念に際し、役員又は使用人に対しその記念として支給する記念品で一定の要件をみたすものについては課税されません。

### 所得税基本通達

(課税しない経済的利益……創業記念品等)

36—22 使用者が役員又は使用人に対し創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品(現物に代えて支給する金銭は含まない。)で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない。ただし、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際し支給するものについては、この限りでない。

(1) その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの価額(処分見込価額により評価した価額)が1万円以下のものであること。

(2) 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後相当な期間(おおむね5年以上の期間)ごとに支給するものであること。

処分見込価額が10,000円以下であるかどうかの判定は、処分見込価額から消費税等を除いた金額で行います。

処分見込価額により評価した金額が、10,000円を超えるため課税される場合には、その記念品等の通常の販売価格が現物給与の額として課税されます。

## 5 商品、製品等の値引販売

使用者の取扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除きます。）を値引販売することにより、その使用人等が受ける経済的利益については、その値引販売が一定の要件を満たす場合には、課税されません。

### 所得税基本通達

（課税しない経済的利益……商品、製品等の値引販売）

36—23 使用者が役員又は使用人に対し自己の取扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除く。）の値引販売をすることにより供与する経済的利益で、次の要件のいずれにも該当する値引販売により供与するものについては、課税しなくて差し支えない。

(1) 値引販売に係る価額が、使用者の取得価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額に比し著しく低い価額（通常他に販売する価額のおおむね70%未満）でないこと。

(2) 値引率が、役員若しくは使用人の全部につき一律に、又はこれらの者の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること。

(3) 値引販売をする商品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。

不動産のように高額な商品については、次の理由から値引販売の取扱いの対象とされません。

- ① 課税されない経済的利益の取扱いは、少額不追及という考え方が根底にあり、経済的利益が著しく高額となるものについては、この趣旨を逸脱すること
- ② 課税されないための要件に、「家事使用程度の数量であること」とあるように、通常家事に使用される物を対象としており、不動産等はこの範囲から外れると認められること。

## 6 住宅等の貸与

### 1 使用人に対する住宅等の貸与

使用人に対して無償又は定額の賃貸料で社宅や寮等を貸与することにより給与する経済的利益については、賃貸料相当額とその徴収している賃貸料の額との差額が給与とされます。

ただし、本人から賃貸料相当額の50%以上を徴収していれば、課税されません。

#### 〔賃貸料相当額の計算式〕

$$\begin{aligned} \text{賃貸料相当額 (月額)} &= \frac{\text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額}}{\text{その家屋の総床面積 (平方メートル)}} \times \frac{2}{1,000} + 12\text{円} \times \frac{\text{その家屋の総床面積 (平方メートル)}}{3.3 \text{ (平方メートル)}} \\ &+ \frac{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}}{\text{その敷地の面積 (平方メートル)}} \times \frac{2.2}{1,000} \end{aligned}$$

## 2 役員に対する住宅等の貸与

役員に対して無償又は低額の賃貸料で住宅等を貸与することにより供与する経済的利益については、原則、次に掲げる場合の区分に応じ、役員に係る賃貸料相当額とその役員から徴収している賃貸料の額との差額が給与等とされます。

### ① 使用者所有の社宅等を貸与している場合

次の算式により計算した賃貸料相当額と役員から徴収している賃貸料の額との差額が給与所得となります。

〔賃貸料相当額の計算式〕

$$\begin{aligned} \text{賃貸料} \\ \text{相当額} \\ \text{(月額)} &= \left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の家屋} \\ \text{の固定資産税の} \\ \text{課税標準額} \end{array} \times \frac{12}{100} \left( \begin{array}{l} \text{木造家屋以} \\ \text{外の家屋に} \\ \text{ついては} \end{array} \frac{10}{100} \right) \right. \\ &\quad \left. + \frac{\text{その年度の敷地の固定} \\ \text{資産税の課税標準額}}{100} \right\} \times \frac{1}{12} \end{aligned}$$

(注) 1 この場合の「木造家屋以外の家屋」とは、その家屋の耐用年数が30年を超える住宅用の建物をいいます。

## ② 他から借り受けた住宅等を貸与している場合

使用者が支払う賃貸料の額の50%相当額とその社宅等につき、①の算式により計算した賃貸料相当額のうち、いずれか多い金額がその社宅等の賃貸料相当額とされ、この金額とその役員から徴収している賃貸料の額との差額が給与所得とされます。

## ③ 貸与している社宅等が小規模住宅である場合

役員に貸与している社宅等の床面積（2以上の世帯を収容する構造の家屋については、1世帯として使用する部分の床面積）が132㎡（木造家屋以外の家屋については、90㎡）以下である場合には、①及び②にかかわらず、使用人に対する社宅等の貸与の場合と同様の算式（P15）によって計算した賃貸料相当額と、その役員から徴収している賃貸料の額との差額が給与所得とされます。

## ④ 業務に関する使用部分等がある社宅等の場合

次に掲げるものの場合の賃貸料相当額は、使用状況を考慮した額となるが、次の金額を徴収しているときは、その金額で差し支えありません。

イ 使用者の業務に関する使用部分がある場合

通常賃貸料の額（①、②又は③により計算した賃貸料相当額）×70%以上

ロ 単身赴任者のような者が一部を使用しているに過ぎない場合

通常賃貸料の額（①、②又は③により計算した賃貸料相当額）×50（㎡）÷家屋の床面積（㎡）

## ⑤ 貸与している住宅等が豪華な役員社宅である場合

貸与している社宅等が、社会通念上一般に貸与されている住宅等と認められない社宅である場合は、その社宅等の利用につき通常支払うべき使用料その他その利用の対価に相当する額と役員から徴収している賃貸料の額との差額が給与所得となります。

## 7 金銭の無利息貸付け等

金銭を無利息又は低い金利で貸し付けた場合には、その貸付を受けた人は通常の利息相当額又はその金額と実際に支払っている利息その差額に相当する金額の経済的利益を受けることになり、その経済的利益の・は、幻想として課税することとなりますが、次に掲げるものについては、課税されません。

### 所得税基本通達

(課税しない経済的利益……金銭の無利息貸付け等)

36—28 使用者が役員又は使用人に対し金銭を無利息又は36—49により評価した利息相当額に満たない利息で貸し付けたことにより、その貸付けを受けた役員又は使用人が受ける経済的利益で、次に掲げるものについては、課税しなくて差し支えない。

(1) 災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった役員又は使用人に対し、その資金に充てるために貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける経済的利益

(2) 役員又は使用人に貸し付けた金額につき、使用者における借入金の平均調達金利(例えば、当該使用者が貸付けを行った日の前年中又は前事業年度中における借入金の平均残高に占める当該前年中又は前事業年度中に支払うべき利息の額の割合など合理的に計算された利率をいう。)など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益

(3) (1)及び(2)の貸付金以外の貸付金につき受ける経済的利益で、その年(使用者が事業年度を有する法人である場合には、その法人の事業年度)における利益の合計額が5,000円(使用者が事業年度を有する法人である場合において、その事業年度が1年に満たないときは、5,000円にその事業年度の月数(1月未満の端数は1月に切り上げた月数)を乗じて12で除して計算した金額)以下のもの

### 利息相当額の評価の方法

P10 現物給与の評価の原則を参照

従業員に対して結婚資金や子弟の入学等に伴う資金を無利息（返済期間2年、限度額100万円）での貸付を行いますが、この場合の取扱いはどのようになりますか。

経済的利益（利息相当額）は給与等として課税することになります。

使用者が、災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要する役員又は使用人に対し、その資金に充てるため無利息又は低い利率で貸し付ける場合、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける経済的利益については課税を要しないこととされます。

しかしながら、従業員の結婚資金や子弟の入学に伴う資金も臨時に必要とされるものではありませんが、いわゆる災害等による生活資金とはやや性格を異にするものであり、非課税の取扱いとはなりません。

## 8 レクリエーションの費用

使用人等のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる行事は、簡易なものが多く、参加者全員の希望を満たすものばかりとは言えない点などを考慮し、一定の要件を満たす場合には、使用者がその行事の費用を負担した場合であっても、その参加による経済的利益については課税されません。

### 所得税基本通達

(課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用)

36—30 使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、当該行事に参加しなかった役員又は使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く。)に対しその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えない。

(注) 上記の行事に参加しなかった者(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を含む。)に支給する金銭については、給与等として課税することに留意する。

### 不参加者への金銭支給

	不参加者	参加者
支給しない		課税なし
業務の必要に基づく不参加者のみ支給	課税	課税なし
自己都合による不参加者に支給	課税	課税

### Ⅲ 在宅勤務に係る費用負担

従業員に在宅勤務手当を支給した場合、給与として課税する必要がありますか。

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、従業員に対して支給する一定の金銭については、給与として課税する必要はありません。  
なお、従業員が在宅勤務手当（例えば、渡切りで支給するもの）を支給した場合は、給与として課税する必要があります。

従業員が負担した通信費について、在宅勤務に要した部分を支給する場合、業務のために使用した部分はどのように計算すればよいですか。

#### インターネットの接続に係る通信料

基本使用料やデータ通信料などについては、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。

例えば、次の算式により算出したものを企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

#### 【算式】

$$\begin{array}{l} \text{業務のために} \\ \text{使用した基本使} \\ \text{用料や通信料等} \end{array} = \begin{array}{l} \text{従業員が負担した} \\ \text{1か月の基本使用} \\ \text{料や通信料等} \end{array} \times \frac{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}$$